

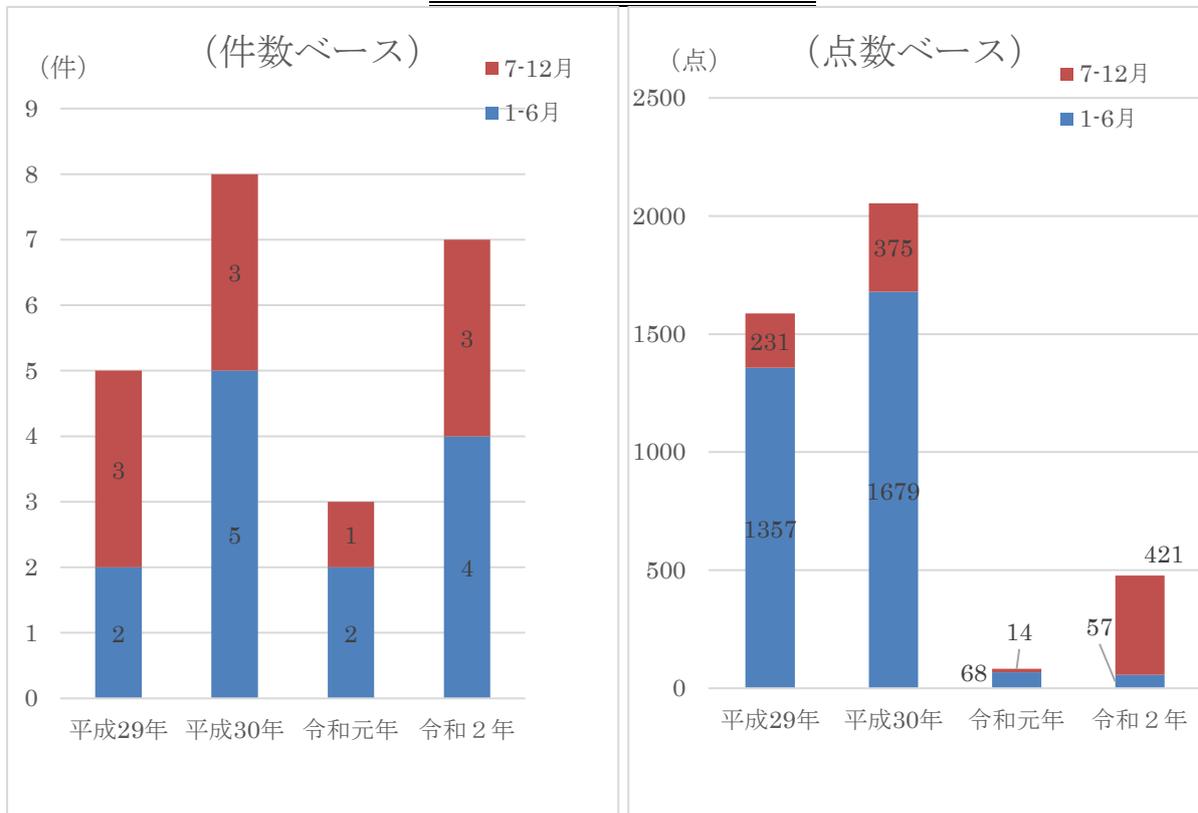
報道発表

令和3年3月5日
函館税関

令和2年の函館税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をお知らせします。

- 輸入差止件数は7件で、前年同期と比べて4件増加し、輸入差止点数としては、478点でした。
- 輸入を差止めた貨物の仕出国は、中国、香港、マレーシア、メキシコ及び米国でした。

知的財産侵害物品差止実績



主な輸入差止事例

1. 香港から輸入申告された貨物の検査を行ったところ、カール・ハンセン&サン ジャパン株式会社が有する商標権侵害疑義物品 8 点 (椅子) を発見し、令和 2 年 2 月、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。
2. マレーシアから輸入申告された貨物の検査を行ったところ、カール・ハンセン&サン ジャパン株式会社が有する商標権侵害疑義物品 6 点 (椅子) を発見し、令和 2 年 2 月、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。
3. 中国から輸入申告された貨物の検査を行ったところ、カール・ハンセン&サン ジャパン株式会社が有する商標権侵害疑義物品 20 点 (椅子) を発見し、令和 2 年 6 月、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



4. メキシコから輸入申告された貨物の検査を行ったところ、フォルクスワーゲン・アクチエンゲゼルシャフトが有する商標権侵害疑義物品 (ホイールカバー等) 19 点及びドクター エンジニール ハー ツェー エフ ポルシェ アクチエンゲゼルシャフトが有する商標権侵害疑義物品 (ホイールカバー) 4 点を発見し、令和 2 年 4 月、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



5. 米国から輸入申告された貨物の検査を行ったところ、コーチ アイピー ホールディングス エルエルシーの商標権侵害疑義物品（ハンドバッグ5点）を発見し、令和2年9月、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。

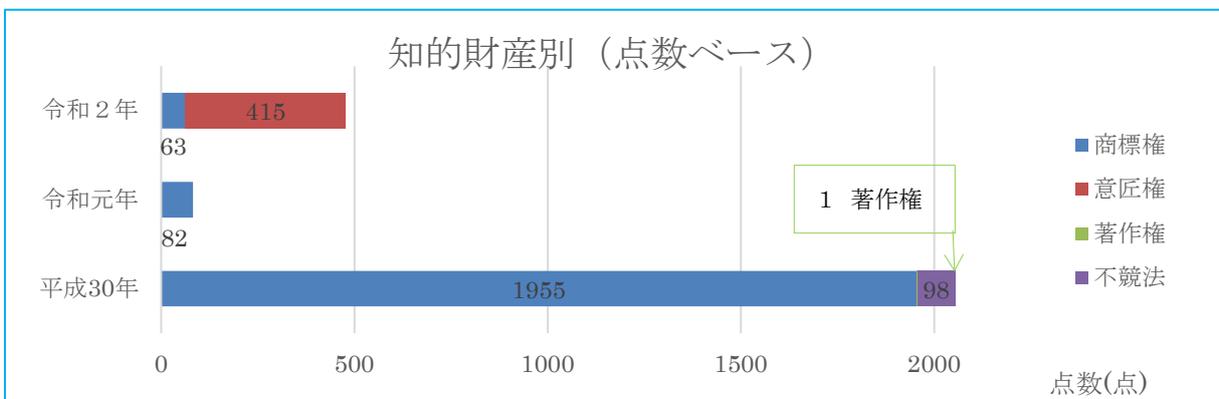
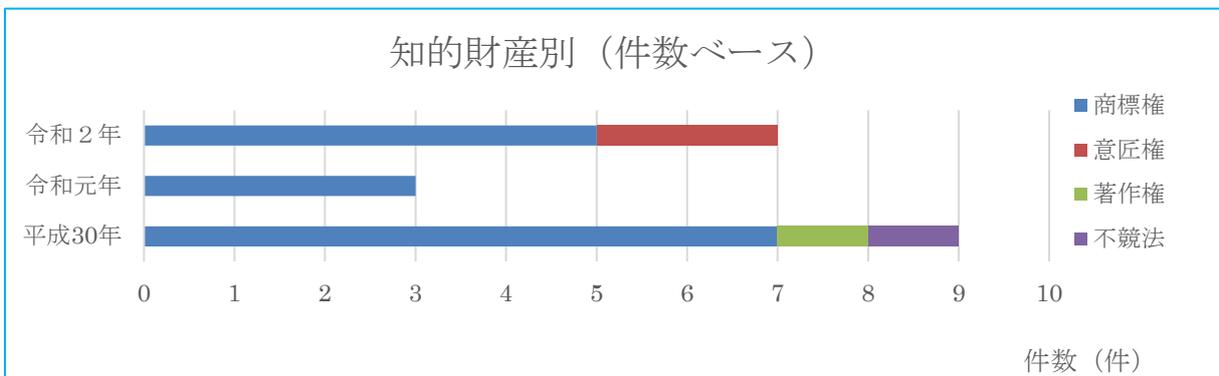
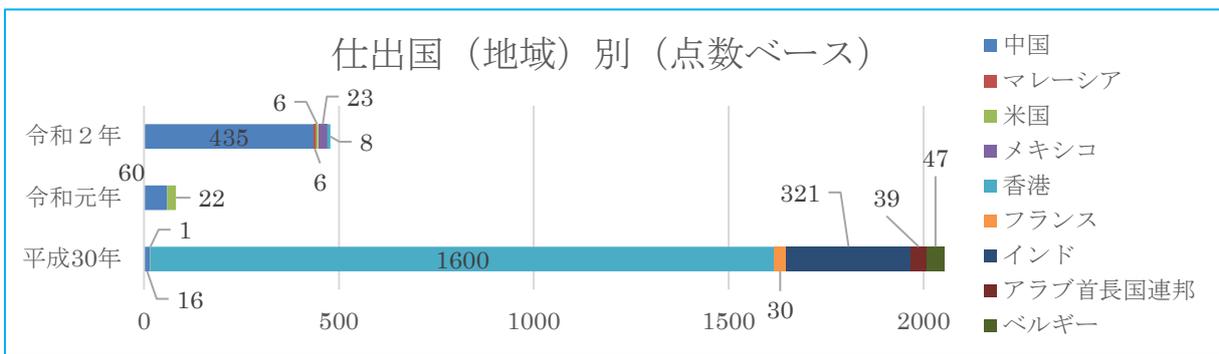
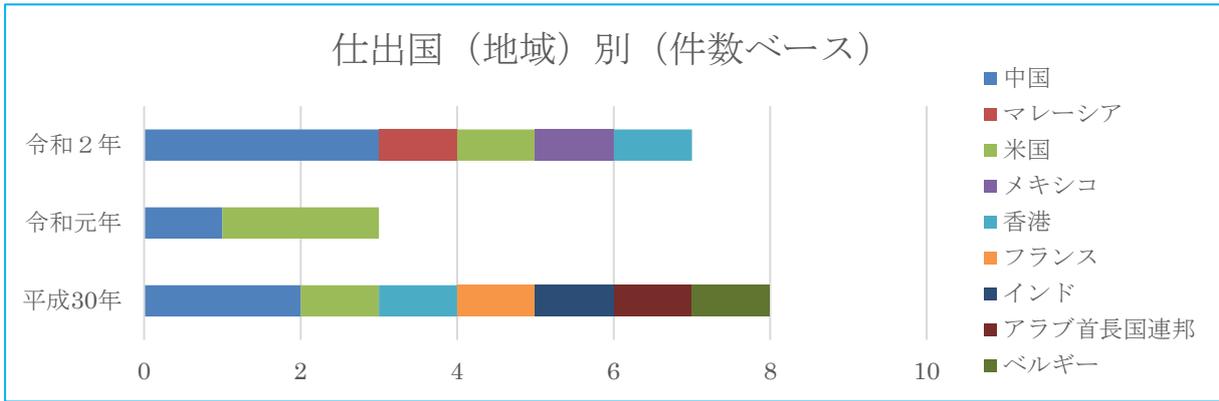


6. 中国から輸入申告された貨物の検査を行ったところ、富士工業株式会社の意匠権侵害疑義物品（釣竿用導糸環）を発見し、令和2年10月に400点、同年12月に15点を知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



《参考資料》

○知的財産侵害物品差止実績（直近3年）



【問い合わせ先】 函館税関総務部税関広報広聴官 電話0138-40-4218